



鎮守の森だより

NPO法人社叢学会ニュース

第58号

2012年7月7日

平成24年度年次総会を伏見稻荷大社で開催

新たなディケイドに向け新理事を選任

地域コミュニティと社叢について多角的に議論

平成24年度総会・研究大会ならびにシンポジウムが、5月20日(日)に、京都市の伏見稻荷大社社務所を会場に開催され、会員による研究発表やシンポジウムに約60人の会員が参加した。

総会では、上田正昭理事長、井上満郎理事・大会実行委員長、中村陽・伏見稻荷大社宮司による挨拶の後、井上理事を議長に選任。正会員総数280名、委任状を含む158名の出席を得て、平成23年度事業報告・収支決算、平成24年度事業計画、収支予算を審議承認した後、第5号議案 理事・監事の変更の件では、櫻井治男氏(皇學館大学教授)、塩谷崇之氏(弁護士)を新理事として選任、中部支部の活動のさらなる充実と、増加しつつある社叢に関する法律上の係争にも対応できる体制を整えた。さらに、兼ねて欠員が出ていた監事への宮内寛氏(八幡社宮司)の選任と、上田篤氏、飯田清春氏(物故)、飯沼賢司氏、土屋敦夫氏、花堂靖仁氏の任期満了による退任を承認した。なお、理事長と共に本学会への創設に尽力された上田篤氏は、今後、顧問として諸事業に関わられる。

また3月29日の第32回理事会で資格を認定された社叢インストラクターに菌田稔副理事長から認定証が、菅沼孝之副理事長から名札とヘルメットが手渡された。さらに、「東日本大震災被災地における被災社叢復興と復活への取り組み」事業について、これまでの実施事業の成果報告と、今年度事業実施計画の説明を行った。

引き続き行われた研究発表では、李春子氏(東アジアの老樹文化と課題 ～日本、韓国、台湾の300ヶ所調査における考察)、長谷川泰洋氏(常緑広葉樹(照葉樹)が優占する社叢の保全に関する研究)、伊藤和男氏(東日本大震災被災社叢の土壌化学分析結果と土壌回復について)がそれぞれの研究成果を報告した。

昼休みには、伏見稻荷大社社務所庭園を監修した井上剛宏氏(樹植芳造園)が庭園の見方と作庭の意図を解説、日本庭園の奥深さに触れた。

午後からのシンポジウム「鎮守の森とコミュニティづくり」では、基調講演で広井良典千葉大学教授が鎮守の森がコミュニティに果たす可能性について述べ、続くパネルディスカッションでは、駒宮博男・NPO法人地域再生機構理事長、角野幸博・関西学院大学教授、森本幸裕・社叢学会理事が進士五十八・社叢学会顧問のコーディネータのもとで、社叢とコミュニティの関わりについて議論。会場からも活発な意見が出された。

これに先立つ19日(土)の見学会では、専用バスで新緑の吉野山を訪れた。車中で菌田副理事長より大和の四水分神社について説明を受け、その第一に数えられる吉野水分神社を参拝。金峯山寺では特別公開中の秘仏金堂蔵王大権現3体(重要文化財)を拝観した。



吉野水分神社で



失われる国土—外資と日本の森—

話題提供 平野 秀樹
(東京農業大学地域環境科学部客員教授・
前独立行政法人森林総合研究所理事)

日本の森や国土が外資によって買収されているという問題は、環境省で行政を担う傍ら5年前から東京財団の研究者として追ってきたテーマであった。日本の森を買収する外資について問題視する発言そのものが思想的なものであると捉えられやすく、グローバル化に水を差すものだとして厭われるテーマである。それでも追いつけるのは、18年前から休日に離島巡りをしてきたことに起因する。離島は往々にして過疎地で、林業が立ち行かなくなれば、損を承知で所有森林を売ってしまいたいという希望も多い。しかし今の法律では、一度販売した土地は二度と戻ってこない恐れがある。15年間通った長崎県佐世保市の寺島の事例では、島民にとって一番欲しい物は立派な体育館や文化施設ではなく、医療施設・病院であるのに、実際は縦割り行政により叶っていない。現場に直面している島民の現状と、現場を類推し法の措置を取る行政とに生まれた齟齬を、離島巡りを通じて痛感したのである。

今回の論点は、第一に土地所有者不明化によるデッドストック化(死蔵化)で、民法第162条にある時効取得の存在が懸念されている。要因の一つに地籍調査結果に基づいた地籍図がある。先進国諸国では完了しているが、日本は49%しか行なわれていない。海外では外国人が買えない土地も存在するが、まったく自由な日本だけである。また、ペーパーカンパニーと言われるような企業が日本の過疎地域、水源域の土地所有者として現れてきている。ゆくゆくは固定資産税が取れなくなることや、一旦値崩れが始まり転売の頻度が多くなると、土地所有者を追い切れなくなることが十分に考えられる。

第二に行政の制度上、外資或いは国内企業が森を取得する実態を把握できないのである。今の農地法は農業生産法人を作れば幾らでも農地が購入できてしまう。林業について、奄美の事例では半数が中国人名の人々で構成されたグローバル企業と奄美島民との、民と民の争いに発展した。常識的に考えれば、会社のイメージが下がる上に儲けも少ないはずだが、

何故買うか目的の良く分からない企業が数社あり、各々広大な土地を所有している。

第三に土地利用規制の手薄さがある。日本は外資を視野に入れた法律が整っていない。その一步として、昨年4月に森林法が改正され、1ha以下の狭い土地でも事後報告で全て届け出し、森林については金銭受理が行われなくても届け出するようになった。また国税局と税務局で情報共有することにもなった。しかし、個人間で決定し事後の届け出であることから、役所が関与できないことも多い。故に全国の関係自治体では独自の上乗せ条例を検討し、事前届け出を可能にする条例制定を模索している。今後、売買する際の許可制やNP0との協力も必要であろう。

そもそも何故日本の土地を購入するのかと問うと、日本の森の再生力や手つかずの自然があるからという。リゾートの例ではアメリカの傘下となった宮崎県のシーガイア、農地の例ではイギリス資本の北海道のダーレー牧場がある。港湾地の例では国境離島が挙げられる。沖縄では米軍用地のうち1/3が民有地だが、驚くべきことにネットで転売されている。つまり、国際金融商品として日本の土地が切り売りされているのが実態なのである。しかし国際的に認められた以上、今更言い出せないという現状がある。このように公表された外資土地所有の事例は620haだと言われているが、既に財務省が外為法で登記された公表ベースによるとこれをはるかに超える3,700haとされており、氷山の一角だと考えられる。

更に林業では植林放棄が問題となっている。大分県は91%が植林放棄地という事例もある。所有者にとっては、富を産まない山林を維持管理するより、僅かな金銭でも売ってしまうほうが、有利だとの思いもある。地方の過疎地では、後先のことを考える余裕がない。このような状況を知り、日本の将来にかかわる問題として危機意識を持ち、日本の土地や森林、水源、農地を守り、次世代に繋げる意識を国民一人一人が持たなければならないところまで現状は来ている。
(文責・三代綾)

次回予告【第52回関東定例研究会】

- ◆日 時：9月15日(土)～16日(日) もしくは16日(日)～17日(月・祝)
- ◆場 所：岩手県山田町(集合場所：JR宮古駅を予定)
- ◆テーマ：山田八幡宮の祭と被災地復興(現地見学会)
- ◆コディネータ：藺田 稔(社叢学会副理事長)・茂木 栄(社叢学会理事)
- ※ 詳細は決まり次第HPに掲載

第11回福岡県支部定例研究会

2012年4月14日
(於：太宰府天満宮余香殿)

森は海の恋人

講師：畠山重篤 (NPO法人森は海の恋人理事長)

今回の津波は千年に一度のものだったといわれている。リアス式海岸の三陸地方は、昔から津波被害が大きいところだが、今回の津波は桁が全く違う。日頃、千年のスケールで物事を考えるということではなく、せいぜい三代経てば人は物事を忘れてしまう。千年のスケールでものごとを考える場所と言えば神社しかない。日本人は神社という形をとって、物事を考える時間軸をとらえてきたのではないかと。汽水域が豊かな海を育む 牡蠣の養殖は川と海の水が混じり合う汽水域で行う。潮水だけの海では牡蠣はできない。海の生き物は、植物プランクトンに始まる食物連鎖の中にあり、牡蠣やホタテ貝、アコヤ貝などは、植物プランクトンがなければ育たない。特に珪藻類というプランクトンが優占種になっている海は豊かな海だと言ってよいと思う。

東シナ海の最大の漁場は揚子江の河口で、汽水域が植物プランクトンを育てているのだが、今、それがおかしくなっている。大きな要因はやはり山峡ダムで、森の養分がストップしていることと、川の砂によって海に運ばれる珪酸の供給が少なくなり、渦鞭毛藻という珪酸を必要としない赤潮プランクトンが優占種になっていることだ。珪藻類プランクトンは魚に連鎖し、渦鞭毛藻プランクトンはクラゲに連鎖するというメカニズムがわかっていて、最もわかりやすい例は揚子江の河口で生まれるエチゼンクラゲの大発生だ。

日本海が豊かな海だということも、実は揚子江の恵みだということを経験しておかなねばならない。福岡のアラヤフグを食べたいと思うなら、単に海に幼魚を放流するだけではなく、揚子江流域の環境、森林をどう守るか、ということをお考えねばならない。

三陸も世界三大漁場のひとつと言われ、その豊かさは暖流と寒流がぶつかることによって生じると言われているが、それだけではない。中国とロシアの国境を流れるアムール川(4,500km)流域の森の養分がオホーツク海を縦断して千島列島の間を通り、三陸沖まできているからだ。だからこれからも三陸沖の魚介類や海草を享受するためには、アムール川流域の環境をよくしなければならないのだ。ところが、日口中でアムール川流域の自然環境を協議するアムール・オホーツク・コンソーシアムで日本の学者が流域の環境保護をロシアの学者に訴えると、日本はどうなのかと言われるそうだ。日本に自然に近い川はいったい何本あるだろうか。日本の森と川と海の関係はどこもずたずたなのに、偉そうなことを言うな、ということだ。

森が海を育む これまで森林は、水を蓄える、土砂崩れを防ぐ、木材を供給する、景観がよくなる、炭

酸ガスを吸って酸素を出すなどという役割が重視されてきたが、海に果たす役割を考えることはなかった。社叢学会も、神社の森を地域住民や氏子達の精神的な拠り所、というような範囲内で考えていたのでは、スケールが小さすぎるのではないかと。

日本列島は7割が森林と言われ、2級河川を入れて2万数千本の川が流れ落ちている。日本は汽水域に囲まれているのであり、そこを「鎮守の海」と意味づけたらどうか。日本のランドデザインを考えると、神社の周囲の鎮守の森だけを考えるのではなく、そこから端を発して森と川と海の間をどうするか、どう訴えていくかということが重要だ。川の流域の住民が自分の生活を考える時に、海まで視野に入れて考えるということだ。そういうアプローチをしていくことが、神社や鎮守の森の大切さや日本の伝統を継承していく、最大の役目ではないだろうか。

腐葉土は海の母 森林が海の植物プランクトンや海草にとってどんな働きをしているかを知るためには鉄分について知らねばならない。海中のプランクトンも人間同様、鉄がなければ炭酸同化作用ができない。さらに窒素やリン等の肥料分を吸収するのに鉄の力がどうしても要するのだが、鉄は酸素と出会うとすぐ錆びてしまい、そうなるとう植物には吸収できない。ところが自然界はうまくできていて、森林の落葉から腐葉土ができるときにフルボ酸という成分ができる。これが非常に鉄と相性がよく、鉄と結びついてフルボ酸鉄になり、川から海に供給される。海中のプランクトンや海草はこの鉄なら吸収できる。

森は海の恋人であり母でもある。秩父神社の森は「ははそ(柞)の森」と呼ばれているが、「柞」はナラやクヌギの古語で、自然界の母というイメージがあるそうだ。これらは落葉樹で腐葉土が豊富にでき、これが山に豊富にあると、結局海もよくなることがわかってきた。気仙沼の熊谷武雄(歌人：明治20年生)が「手長野に 木々はあれども たらちねの はは そのかげは 拠にしたしき」—手長山にはいろんな木があるけれども、ナラの木の中の林の中にはいると、お母さんの近くに行ったようで、心がやすまる—とうたっている。こういう森を「ははその森」と言って、自然界の母になぞらえていたということだ。これが牡蠣の養殖をしている漁師でありながら、山に木を植えるということを考える大きなヒントになった。自然科学というと理科的にばかり話していくが、やはり、歌など文化的なことも融合させて、人々の心の中に森をつくるような、精神的に豊かな国民を作っていくことが、これからの神社・社叢に与えられた大きな役目ではないか。

(文責：事務局)

地球環境基金

海外派遣研修生募集

地球環境基金では、マレーシアで、開発途上地域における環境保全活動に関心のある者を対象に環境NGO・NPO活動を担う人材育成を目的とした研修を実施する。

NGOなどによる森林保全(低熱帯雨林、湿地林)と生物多様性保全活動に触れることで、開発と環境保全との両立、循環型社会形成、地球温暖化防止について学び、開発途上国でのNGO活動に興味を持つ人を掘り起こす工夫がされている。詳細は<http://www.erca.go.jp/jfge/training/h24/haken.html>

【主な訪問先】クアラ・スランゴール・ネイチャー・パーク：現地NGOの湿地林保全活動地/アペン保護林：日本のNGOの熱帯雨林再生活動地他

【申込締切日】平成24年7月18日(水) 郵送必着

【研修日程】長期コース(20日間) 平成24年8月25日(土)～9月13日(木) 短期コース(10日間) 平成24年8月25日(土)～9月3日(月) ※この他、事前研修(8/4・5)・研修報告会(10/7)(いずれも東京都内)への参加が必須

【募集人数】(両コースあわせて)10名

【参加費】5万円(両コースともに同額)

【問合せ】(社)日本マレーシア協会

TEL：03-3263-0048 FAX：03-3263-0049

Email：taku-arai@jma-wawasan.com

事務局から

- 平成24年度(2012年4月～2013年3月)の会費を頂いた方には順次、会員証をお送りしています。お手元に届いていない場合は、お手数ですが事務局までお知らせください。
- 下記の通り、『社叢学研究』11号への投稿募集が始まりました。社叢学会は日本学術会議協力学術研究団体に指定されております。研究者の業績評価にもつながりますので、ぜひ、ご投稿ください。また、論文のみならず、身近な活動などの報告も、お寄せください。

編集後記

ある日の労使交渉。使用者(=予算書をシミジミと眺める某副理事長)：この雑給(=事務局長給料)、もう少し上げられないのかね。労働側(=某事務局長)：そんなもん！ どこをどうやって上げるんですかっ！ ど～～～～っこにもそんな余裕はありません！ ダメです！ 使用者：そうかあ、ダメかあ。。。労働側：ダメですっ。

かくして労働側圧勝！ つか、ヘンじゃない？ これ。

もうね、食えないし、こんなんじゃ！ っつて、食ってるじゃん。それも人様よりかなり大量に。えっ！ そ、それは。。。 (藤岡 郁)

次回予告【第51回関西定例研究会】

- ◆日 時：2011年7月28日(土) 13:30～15:30
- ◆場 所：伏見稲荷大社儀式殿(伏見区藪之内町68)
- ◆講 師：菅沼 孝之(社叢学会副理事長)
- ◆テーマ：東日本大震災被災地の社叢の植生調査について

掲 示 板

『原稿募集!』

『社叢学研究』第11号への投稿：論文、研究ノート、資料紹介や調査報告(各400字詰原稿用紙40枚以内)と「鎮守の森の活動報告」(右記参照)を募集いたします。締め切りは、いずれも10月31日(水)必着。

* 書評欄では会員の皆さまの著作を取り上げていきます。出版された方は、ぜひご献本下さい。

「鎮守の森の活動報告」

祭、音楽会、調査などの活動、抱える問題点などを1,200字程度でご報告下さい。手書きでも結構です。写真やイラストなども、お添え下さい。

発行人 社叢学会事務局 〒604-8115京都市中京区雁金町373番地みよいビル303号

TEL075-212-2973 FAX075-212-2916

URL <http://www.shasou.org> E-Mail shasou@ams.odn.ne.jp

社叢学会関東支部 〒368-0041 秩父市番場町1-1 秩父神社社務所内

TEL080-1514-5032 E-Mail shasougakkai@hotmail.com

(当面、このアドレスでお願いいたします)